『令和の日本型学校教育』を担う 新たな教師の学びの姿の実現に向けて(案) に関する意見

長野県教育文化会議

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿に関する意見

教育基本法第9条、教育公務員特例法第21条等に示された本来の研修のあり方から見て、看過できない重大な問題がある。審議まとめ(案)では、任命権者などに「適切な研修を奨励」され、「学習コンテンツが提供され」ると記されており、教員は研修を与えられるだけの受け身的な存在ととらえられ教員が研修の主体者として扱われていない。研修の目的における子どもの成長・発達に資するための研修という位置づけが極めて弱く、教職員集団の民主的な話し合いによって課題を明らかにして研修を行うことが重要である。教職員の主体的、自主的研修を保障するために、教育行政が教職員の長時間勤務の解消や定数の改善など、教職員が「学び」に向かうことのできる「ゆとり」を持てるようにすることを補強すべきである。

2. 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて講ずべき当面の方策について

審議まとめ(案)は、任命権者等に「受講履歴の記録管理」と「適切な研修の奨励」を義務づけ、「期待する水準の研修を受けているとは到底認められない場合」は「職務命令に基づき研修を受講させる」、職務命令に従わない場合は「懲戒処分の要件」にあたるとまで述べている。命令や処分までちらつかせて研修受講を強制することは、必要な諸条件の整備という教育行政の責務を逸脱し、教育公務員特例法の規定の主旨に反するものである。

記録管理と奨励の義務付けは、教職員が管理・統制されることにつながり、教職員が目的意識をもって自主的・自発的に学ぶ意欲を阻害する。本来、研修は教職員が主体となり、子どもの成長・発達や教育現場が持つ課題を解決、教育力の向上を目指して自主的・自発的に行うものである。一方、教育行政の責務は、教職員が研修を行うために必要な諸条件の整備であって受講履歴の記録管理や教職員に対する研修強制を行うことではない。記録管理と奨励の義務付は、教育基本法、教育公務員特例法における研修の規定の主旨に反するため削除すべきである。

3. さらに検討を深めるべき事項と具体的方向性について

受講記録をデータ管理して「質保証」を行ったり、学習分析によって適切な研修を推奨したりといったことについては、大きな危惧があり、行うべきでない。受講記録のデータを教員の管理・統制につなげること、さらにデータが人事管理に活用することは教育基本法、教育公務員特例法における研修の規定の主旨に反するものである。さらに臨時的任用職員の採用の要件として研修履歴が用いられることが提起されているが、任用に使われることがあってはならない。膨大な個人情報を全国一元的にデータ化し、分析・管理、集積することがあってはならず、ましてや民間大企業に個人情報が流用されることがあってはならない。受講記録データ活用については見直しをすべきである。

4. 教員免許更新制の発展的解消について

「解消する」ことは当然であり、歓迎する。しかし、免許更新制を「新たな教師の学びの姿」の実現に「発展」させることについては反対である。これは教職員の一層の負担増大を招き、教育現場を委縮・疲弊させ、子どもの成長・発達を保障するための教育活動の推進を困難にするからである。研修については受講回数や時間などに関する記載がなく、無定量な強制研修が行われ、教職員が研修漬けにされこれまで以上に負担が増大する危険性がある。「教師の確保」においても、教職の魅力化、教職志望者の増加、そして途中退職者の削減につながるかどうかははなはだ疑問である。

教員免許更新制を全面的に「廃止」するとともに、「新たな教師の学びの姿」の実現ではなく、各学校・地域における教職員集団の自主的で民主的な研修が旺盛に行われるようにするための条件整備の充実が重要であることを審議まとめ(案)に取り入れることを求める。教員免許更新制の運用については、2021 年度末で凍結すること、これまでこの制度によって不利益を受けた教員に対する救済措置を検討することを強く求める。